

口座複数利用可能者登録申出書 記載要領

◎申出書を提出していただく方

関税等のリアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）による納付に係る指定預金口座（以下「NACCS 指定口座」という）を利用する輸入者で法人番号または輸出入者コードにより NACCS 指定口座をシステムに登録している方が、1 口座を複数の輸入者（ただし、同一法人に限る）で利用したい場合に本申出書を提出いただく必要があります。

◎記載要領

(1) 上段右の欄

(申出者)

- ① 会社名：口座名義人の会社名を記入してください。
- ② 事業所名（営業所名）：本申出書をご記入いただく事業所名（営業所名）を記入してください。
- ③ 所在地：所在地を記入してください。
- ④ 担当者名：本申出書を記入していただく担当者名を記入してください。
- ⑤ E-mail：申込者のメールアドレスを記入してください。
- ⑥ 電話番号：当該事業所（営業所）の電話番号を記入してください。

(提出者)

- ⑦ 会社名・郵便番号・所在地・E-mail・電話番号：提出者が申出者と異なる場合に提出者の会社名、郵便番号、所在地、E-mail、電話番号を記入してください。

(2) 預金口座

- ① 法人番号または輸出入者コード（口座名義人）
 - ② の口座名義人の法人番号（13 桁または 17 桁）、JASTPRO コード（12 桁）または税関発給コード（12 桁または 17 桁）、を記入してください。
- ② 口座情報
NACCS 指定口座の「銀行識別コード」「支店番号」「口座番号」を「-（ハイフン）、空欄」を詰めて 14 桁以内の右詰で続けて記入してください。

(3) 利用可能者

- ① 上記口座を利用する法人番号または輸出入者コード
前記 (2) ② の口座を利用する事業所（営業所）の輸出入者コード（12 桁または 17 桁）を記入してください。

(注) 1. 口座複数利用の登録は、同一法人においてのみ可能です。

2. 口座複数利用は、輸入者口座（※1）の利用可能者として利用者コード（5 桁）を登録すること、及び利用者口座（※2）の利用可能者として法人番号または輸出入者コード（12 桁または 17 桁）を登録することはできません。

3. 法人番号と JASTPRO コード、法人番号と税関発給コードが混在した登録はできますが、JASTPRO コードと税関発給コードが混在した登録はできませんので、ご留意願います。

（※1）法人番号または輸出入者コードにより NACCS 指定口座をシステムに登録している口座をいう。

（※2）NACCS 利用者コードにより NACCS 指定口座をシステムに登録している口座をいう。

② 更新種別

- ① を追加・削除する場合、該当欄に **レ** を記入してください。

(注) NACCS 利用者の NACCS 指定口座を複数利用したい場合は、「口座複数利用可能者登録調査票」をご利用下さい。

※ 印の欄は当センターで記入しますので、記入不要です。